

# 富田林市立喜志中学校PTA規約

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は、富田林市立喜志中学校PTAと呼び、事務所を喜志中学校におきます。

## 第 2 章 目 的

第2条 本会は、会員相互に協力し、学校と家庭と社会との関係をいっそう密にして、生徒の福祉の増進と地域社会の文化の向上をはかることを目的とします。

## 第 3 章 方 針

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の基本方針に従って会務を行います。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動します。
2. 地域の中学校として、地域に根ざした活動をします。
3. 知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもづくりにむかって家庭と学校が一体となって活動します。
4. 会員の教養向上のための活動をします。

第4条 前条のことがらを遂行するにあたり、次のことに留意します。

1. 営利的事業や本会の主旨に反する活動の団体に関係したり、これを支持したりしません。
2. 会の運営は、どこまでも民主的なものであって、他のいかなる団体の支持や干渉もうけません。
3. 学校の管理運営・教員人事には干渉しませんが、教育問題については意見をのべることができます。
4. 個人情報については本PTA活動以外の目的には使用しない。

## 第 4 章 会 員

第5条 本会の会員となることができるものは、本校に在籍する生徒の両親、または保護者とし、本校に勤務する校長及び教職員とします。ただし学区内に在住し、教育に関心を持ち、本会の主旨に賛同するものは、役員会の承認によって入会することができます。

第6条 1. 会員は、すべて同等の権利と義務を持ちます。  
2. 会員は、所定の会費を納めなければなりません。ただし特別な事由のあるときは会費を免除されることがあります。

第7条 会員は、すべて第2章の目的をめざし、第3章の方針に従って行動する義務がある。

## 第 5 章 役 員

第8条 本会の役員は、次のとおりです。

1. 会長 1名 両親・保護者から
2. 副会長 2名 両親・保護者から
3. 書記 2名 両親・保護者・教職員から（内教職員から1名）
4. 会計 2名 両親・保護者・教職員から（内教職員から1名）

- 第 9 条 役員は、第 11 条の各条によって選出されます。
- 第 10 条 役員の任期は、一年とします。ただし再選はさしつかえありません。
- 第 11 条 役員の仕事は、次の通りです。
1. 会長は、本会の代表者で本会を総理します。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務めます。
  3. 書記は
    - (1) 会長が招集する会議の議事及び活動状況を記録します。
    - (2) 会議の手続き・連絡などの事務を担当します。
    - (3) この会に関する記録書類を保管します。
  4. 会計は
    - (1) 本会のすべての会計事務を処理します。
    - (2) 会計監査委員の監査を経た決算を総会に報告します。

## 第 6 章 会 計 監 査 委 員

- 第 12 条 本会の総理を監査するため、2 名の会計監査委員をおきます。
- 第 13 条 会計監査委員は、第 11 章の各条によって選出されます。
- 第 14 条 会計監査委員の任期は一年とします。
- 第 15 条 会計監査委員は、本会の会計の収入関係を監査し、総会において報告します。

## 第 7 章 委 員 会

- 第 16 条 本会は、目的を達成するため、下記の委員会をおきます。
- (1) 常任委員会  
本部役員会・学級委員会・特別委員会
  - (2) 特別委員会  
広報委員会・文化教養委員会
  - (3) 選考委員会
  - (4) 会計監査委員
- 第 17 条 学級委員会の委員は、学級毎に 3 名の委員を委任します。
- 第 18 条 学級委員会には、委員の互選により各学年に委員長 1 名、副委員長を若干名おきます。
- 第 19 条 学級委員会は、学級の会員と学校との連絡・学級・学年を基礎にした活動を行います。
- 第 20 条 地区委員会→令和 4 年度より廃止
- 第 21 条 地区委員会→令和 4 年度より廃止
- 第 22 条 地区委員会→令和 4 年度より廃止

第 23 条 各常任委員の任期は一年とします。ただし再任してもさしつかえありません。各委員会には、委員の互選によって委員長を置きます。

第 24 条 1. 各委員会は、必要に応じて構成する集会（委員総会）を開くことができます。

2. この集会は、会長に連絡の上、委員長が招集します。

第 25 条 その他特別な事由が生じたときは、必要な委員会を構成することができます。

## 第 8 章 実行委員会

第 26 条 本会に実行委員会をおき、役員・各常任委員長と学校代表によって構成します。

第 27 条 1. 総会において議決された事項を処理します。

2. 役員会及び各常任委員会において立案された事業の計画を審議検討します。

3. その他運営に必要な事項を審議し、処理します。

第 28 条 実行委員会は、総会につぐ議決機関として必要な議事を審議・議決することができます。

第 29 条

1. 実行委員会は、会長が必要と認めた時に招集し、その定数は委員総数の 3 分の 1 以上で成立します。

2. 実行委員会の議長には原則として会長がなります。

## 第 9 章 総会 及び 集会

第 30 条 総会は、本会の最高決議機関であります。

第 31 条 1. 総会は、全会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立しません。ただし、やむをえない事由のため出席できない会員の委任状を議長に提出してこれにかえることができます

2. 議事は出席者の審議を経て多数決で決めます。

第 32 条 総会は、少なくとも年 1 回以上開かなければなりません。

第 33 条 次の事項は総会で審議し、議決または承認をうけなければなりません。

1. 役員・会計監査委員の選出

2. 規約の改正

3. 予算及び事業計画の審議

4. 決算及び事業報告の承認

5. その他重要事項

第 34 条 必要に応じて、次の集会を持つことができます。

1. 全委員の集会（委員総会）

2. 学年別・学級別会員の集会（学年集会・学級集会）

3. 地区別会員の集会→令和 4 年度より廃止

第 35 条 前条の各集会は、各集会の必要な事項または緊急を要する事項について出席者が協議します。

第36条 委員総会は会長が、その他の集会はそれぞれの委員長が、会長に連絡の上、招集し、司会をします。

## 第 10 章 会 計

第37条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金で支弁します。

第38条 会費は、1口月額100円とします。

第39条 本会の会計年度は、4月1日より開始し、翌年3月31日でおわります。

## 第 11 章 役 員 選 出

第40条 役員及び会計監査委員を選出する場合、候補者を選考するため2月までに選考委員会を構成します。

第41条 選考委員会の構成は次の通りです。  
PTA役員および1・2年の学級委員長と特別委員会委員長で構成します。

第42条 委員長は、構成員の互選により選出します。

第43条 選考委員会は、指名する候補者を総会7日前に本会事務所前に告示しなければなりません。

第44条 前条の規定にかかわらず、会員は役員及び会計監査委員に立候補（ただし会員10名以上の推薦を必要とする。）することができます。

第45条 役員と会計監査委員は、総会において無記名投票により選出されます。

第46条 対立候補のない時は、出席者の多数決により承認されます。  
選考委員会は、立候補の受付および選挙管理事務一切を行い、任務完了と同時に解散します。

## 第 12 章 改 正

第47条 この規約は、総会において出席者の多数決によって改正することができます。

（付則）この規約は、昭和58年4月1日より施行する。

規約の一部改正（第17条）、平成3年4月20日より施行します。

規約の一部改正（第41条）、平成16年4月24日より施行します。

規約の一部改正（第4条・第40条・第41条）

平成26年5月10日より施行します。

規約の一部改正（第16条・17条）令和2年6月30日より施行します。

規約の一部改正（第8条・第20条・第21条・第22条・第41条）

令和3年5月8日より施行します。

以上